

北海道経済産業局 消費者相談室のご案内

道内各地の消費生活センター からの相談も受け付けてます。

当省が所管する法律や製品、役務及び消費者取引に関する、相談に対応しております。

電話	011 - 709 - 1785 (相談専用)
受付曜日	月曜日から金曜日 (祝祭日・年末年始除く)
受付時間	10:00~12:00 13:00~16:15



消費者庁イラスト集より

消費者のみならず、道内各地の消費生活センターの相談員からの法令に関する基礎的なご質問から法令上整理に苦慮するような質問まで幅広く受け付け、法令担当へ確認の上、回答します。

【当省所管法令】

- ・特定商取引法
 - ・割賦販売法
 - ・製品安全四法
- (消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 等々

【留意点】

- ・あつせん・仲介は行っておりません。所管法令のアドバイスや問題点の整理等をいたします。
- ・特定の事業者の信頼性に関するお問い合わせには応じられません。
- ・相談内容は個人情報保護に十分配慮した上で消費者安全法に基づき消費者事故等として、消費者庁へ通知することがあります。

消費者相談室ご利用に当たってよくある質問

Q 1. 消費生活センターで抱えている相談案件について、特定商取引法について詳しく分からないので、事業者へ主張すべき事項がわからない。アドバイスをもらえるか。

A 1

当省は特定商取引法などの法令を所管しています。所管法令に係るものであれば、法令の考え方、事案の整理、法令の適用に当たっての懸念事項などについてアドバイスします。

Q 2. 抱えている相談案件にかかわらず、特定商取引法など当省所管法令について、教えてもらいたい。

A 2

過去の相談案件も含め、具体的な相談案件が無くとも法令の理解を深めるため相談いただくことも可能です。また、普及・啓発資料作成に当たり法令に係る部分の表現振りについてご相談も受けております。

Q 3. 悪質な事業者について情報提供することはできないか？

A 3

悪質な事業者の情報提供をいただくことも可能です。

受付した情報提供は個人情報保護に十分配慮した上で、消費生活安全法に基づき消費者庁へ通知することがあります。

Q 4. 国の消費者相談室に対する相談であるため、市町村職員を経由して、相談をしなければならないか？

A 4

消費生活センターの消費者相談員から、直接、相談を受付しています。その際、当局消費者相談員が対応させていただきます。また、受付した相談については、法令担当に確認の上、回答させていただきます。